

平成 18 年 6 月 26 日

各位

株式会社 西 京 銀 行

業務改善命令に対する業務改善計画の提出について

当行は、平成 18 年 5 月 26 日付の業務改善命令に基づき、下記内容の「業務改善計画」を作成し、本日、中国財務局長に提出致しました。

当行では、今般の業務改善命令を厳粛に受け止め、今回策定致しました「業務改善計画」を着実に実行することにより、経営監視・牽制が適正に機能する経営管理態勢の構築を図り、法令等遵守態勢の確立、不祥事件を発生させない事務管理体制の整備に懸命に取り組んでいく所存ですので、当行に対する変わらぬご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 法令等遵守及び経営管理にかかる問題の原因となった経営責任の明確化

代表取締役頭取は、業務改善命令で指摘された法令等遵守及び経営管理にかかる問題に対する経営責任を明確にするため、平成 18 年 6 月 28 日（水）付けをもって辞任致します。また、当行に関するあらゆる職を退き、当行の経営から完全に離脱致します。なお、他の常勤取締役についても懲戒を行い、減給処分を実施致しました。

2. 取締役会や監査役による経営監視・牽制が適正に機能する経営管理態勢の構築

これまで頭取に過度に集中していた決裁権限を大幅に見直すとともに、経営の意思決定の適切性を確保できるよう、取締役会の機能強化を図ります。また、監査役会が能動的な監査を行えるよう、態勢の整備を図って参ります。

3. 経営陣が誠実かつ率先垂範して法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守態勢の確立

代表取締役頭取がコンプライアンス統括部の担当役員となることで、頭取自らが率先してコンプライアンス態勢の確立と定着に臨みます。また、職員のコンプライアンス意識・知識の向上を図るため、コンプライアンス研修などの取組みを強化して参ります。

4. 内部監査態勢の充実・強化及び独立性の確保

内部監査部門の独立性を強化し、公正・中立な立場での厳正な内部監査を実施するため、監査部を頭取の直轄部署から、取締役会の直属部署に変更致します。また、監査スタッフの充実・強化を図って参ります。

5. 不祥事件の再発防止策及び不祥事件発生時の対応の抜本的な見直し

不祥事件の再発防止策の徹底を図るため、事務指導態勢を充実させるほか、事故防止のための人事管理策の見直しを行って参ります。このほか、不祥事件発生時の対応については、報告ルートの変換化、報告の記録・保存等のルールを明確化致します。

以上

◆ 本件に関するお問い合わせ

西京銀行 経営戦略室（担当：秋山・山下）

TEL 0834-22-7669